

○蕨市ホームページバナー広告取扱要領

＜改正＞ 令和6年12月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱（平成25年要綱第1号）第3条の規定により、本市のホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載の範囲)

第3条 ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WEBページ内容の範囲は、蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱第4条の規定によるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦86ピクセル、横192ピクセル
- (2) 形式 GIF形式

(広告の掲載位置)

第5条 有料広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第6条 毎月1日から末日までの1か月単位とし最長6か月まで継続して掲載できるものとする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、1枠につき1月当たり10,000円とする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 市長は、広告掲載希望者を公募するものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第9条 広告掲載希望者は、蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱第7条に基づき蕨市広告掲載申込書(様式第1号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みを受けたときは、蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱第8条に基づき当該広告の掲載の適否を決定し、蕨市広告掲載決定通知書(様式第2号)により、当該広告掲載希望者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による広告掲載の適否を決定するに当たり、同一有料広告掲載位置に優先順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括して納付するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、広告主と市が別途協議する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年12月26日決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。